

年頭にあたっての  
ごあいさつ



富士河口湖町長 小佐野常夫

2004年・平成16年の年頭にあたり、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

富士河口湖町は、昨年の11月15日以来、歴史的な第一歩を踏み出しました。また、私も12月の町長選挙において皆様方の温かいご支援をいただく中で無投票当選させていただきました。12月8日より初代富士河口湖町長としての職務に就かせていただき、新しい年を迎えました。

我が町は、三町村の合併により、世界の富士山と富士五湖のうちの2つの湖、それに青木ヶ原樹海という日本でも有数の自然環境を備えた地域になりました。

私たちの先人が守り育んできたこの自然環境を、二万三千人あまりの町民の皆さんの知恵と工夫で、大いに活かし、観光客のみならず、高齢者から子どもたちまでのすべての層の皆さんが「ずっと住んでいたい!」「住んでいて良かった!」という町にしていくために、誠心誠意取り組んでいく所存ですので、町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願

いします。

さて、新町の行政運営につきましては、過日の12月議会で同意をいただきました新執行部と各種委員さん方を中心に、厳しい財政状況の中で費用対効果の視点到立ち、旧来の行政慣行や既成観念・システムにとらわれない改革を進めていくことに重点を置きます。

これらの改革や新町の建設計画を進めていくには、広範な町民の皆さんの理解と具体的な協力が欠かせません。

そのための具体的な方策の一つとして12月25日、40名の地域振興協議会委員さんを委嘱させていただきました。各地域での課題や問題等について、この委員さんたちを中心に大いに議論していただき、町民主導のコミュニティ作りの推進を図っていきます。

町民の皆さん方の積極的な協力とご協力をいただき、富士河口湖町にとって素晴らしい年になりますようご協力願います。

三〇名の若人が  
晴れて成人に!

1月11日、富士河口湖町としては、初めてとなる「平成16年・成人者のつどい」が勝山ふれあいセンターで、晴れやかに和やかなうちに行われました。



勝山流箏馬太鼓のオープニング、町長の式辞、来賓の皆さんからの励ましの言葉を受け、新成人代表の三木広樹君



(西湖西)が誓いの言葉を述べ式典は厳粛なうちに執り行われました。

続いて行われたアトラクション。新成人の皆さんの小学生時代の懐かしい映像が舞台の大スクリーンに映し出されると、会場のあちこちで大喝采。会場は一挙に盛り上がりました。





### 渡邊武士さん厚生労働大臣大臣表彰

船津在住の渡邊武士さんは12月3日厚生労働省（合同庁舎）において自立更生者として厚生労働大臣から表彰を受けました。

渡邊さんは両下肢の障害を克服し洋服店を営みながら、過去には数々の世界的な大会で、洋服の技術が認められ表彰されています。

また、地域においては自身の自立体験を小学校に出向き、講演を行ったり、平成14年4月からは県身体障害者相談員を委嘱されるなど、積極的な貢献が認められ今回の表彰となりました。



厚生労働副大臣から賞状を授与される渡邊さん

### 堀内直人氏が県政功労賞受賞



大石在住の堀内直人さんは、長年にわたり富士北麓森林組合代表理事組合長として造林など利用部門・指導部門等の各種事業に積極的に取り組み、地域林業の発展に努められました。さらに、山梨県森林組合連合会代表理事組合長として、早魃財の利用促進や木材共販事業の新たな展開等により、土木・建築用資材分野への用途の拡大を図り、県産材の需要拡大に尽力するなど、本県林業の振興に尽くした功績が認められ11月20日の県民の日に、県政功労賞を受賞されました。また、堀内氏は、町議会議員として連続5期の当選を果たし、地域の発展のためにも鋭意努力されています。

#### 堀内直人氏略歴紹介

(大石在住、昭和15年5月26日生)

#### 主要経歴

- 平成6年3月、現在 富士北麓森林組合 代表理事組合長
- 平成6年6月、現在 山梨県森林組合連合会・理事
- 平成10年8月、現在 山梨県森林組合連合会 理事代表理事会長
- 平成10年10月、現在 山梨県森林審議会・委員
- 平成10年10月、現在 山梨県環境保全審議会・委員
- 平成15年6月、現在 全国森林組合連合会・理事

### 真如苑さんから

町の社会福祉協議会へ、200万円の寄付をいただきました。



### ミニ門松作りにも、子ども達70名が参加

勝山育成会

12月7日、勝山ふれあいセンターにおいて、勝山育成会（小佐野時雄会長）の年末恒例行事・ミニ門松作り教室が開催され、子どもたち70名が参加して門松作り挑戦しました。



子どもたちは、わらを整えるのに苦労したようですが、みんなステキな門松が出来あがり、正月の玄関を飾ることができました。

富士河口湖町・12月定例議会で次の方々が議会の同意を得て、各種委員に就任されましたので紹介します。  
(敬称略年齢は平成15年12月1日現在)

富士河口湖町・12月定例議会で

- 助役 小林 禮司 (勝山・75歳)
- 助役 坂本 寛 (小立・54歳)
- 火 役 山本 和朝 (河口・71歳)
- 特別顧問 三浦 廣明 (長浜・75歳)
- 監査委員 堀内 孝治 (大石・75歳)
- 倉沢 石根 (勝山・65歳)

勝山財産区管理委員

- 倉沢 榮一 (勝山・77歳)
- 小佐野 昭 (勝山・76歳)
- 佐野 貞以 (勝山・72歳)
- 小林 文雄 (勝山・73歳)
- 流石 統治 (勝山・71歳)
- 倉沢 鶴義 (勝山・60歳)
- 流石 市朗 (勝山・60歳)

教育委員会委員

- 梶原憲十郎 (大石・67歳)
- 渡辺 進 (船津・64歳)
- 宮下 悦俊 (船津・65歳)
- 小佐野幸雄 (勝山・66歳)
- 三浦 園子 (西湖・66歳)

公平委員会委員

- 渡辺 忠男 (船津・68歳)
- 流石 喜晴 (勝山・71歳)

梶原 義兼 (長浜・76歳)

固定資産評価審査委員会委員

- 渡辺陽太郎 (小立・67歳)
- 小林 史亨 (勝山・57歳)
- 渡辺 秀樹 (西湖西・62歳)

船津財産区管理委員

- 井出庄一郎 (船津・67歳)
- 梶原亥之雄 (船津・63歳)

小立財産区管理委員

- 渡辺余緒治 (小立・52歳)
- 渡辺 勝利 (小立・58歳)

大石財産区管理委員会

- 堀内 定 (大石・54歳)
- 堀内 弘一 (大石・62歳)
- 堀内 直人 (大石・63歳)

河口財産区管理委員会

- 高山 泰治 (河口・65歳)
- 駒谷 隆利 (河口・56歳)

西深沢外十三恩賜県有財産

保護財産区管理委員

- 高山 泰治 (河口・65歳)
- 駒谷 隆利 (河口・56歳)

長浜財産区管理委員

- 三浦隆一郎 (長浜・64歳)
- 三浦 利信 (長浜・69歳)
- 三浦 準治 (長浜・71歳)

梶原 忠雄 (長浜・60歳)

西湖財産区管理委員

- 渡辺 秀一 (西湖・56歳)
- 渡辺 重壽 (西湖・60歳)
- 三浦 勇揮 (西湖南・72歳)
- 古谷 芳信 (西湖西・61歳)
- 渡辺 慎次 (西湖西・64歳)

青木ヶ原七字及び小合山他七字

恩賜県有財産保護財産区管理委員

- 渡辺 秀一 (西湖・56歳)
- 渡辺 重壽 (西湖・60歳)
- 三浦 勇揮 (西湖南・72歳)
- 三浦 準治 (長浜・71歳)
- 古谷 芳信 (西湖西・61歳)
- 渡辺 慎次 (西湖西・64歳)
- 梶原 忠雄 (長浜・60歳)

河口湖治水委員会委員

- 小佐野弘士 (船津・66歳)
- 梶原 哲次 (船津・68歳)
- 小佐野義夫 (船津・76歳)
- 渡辺余緒治 (小立・52歳)
- 望月 幸子 (小立・74歳)
- 渡辺 清信 (小立・72歳)
- 堀内 定 (大石・54歳)
- 堀内 弘一 (大石・62歳)
- 堀内 直人 (大石・63歳)
- 高山 泰治 (河口・65歳)
- 駒谷 隆利 (河口・56歳)
- 古屋 新作 (河口・80歳)
- 小佐野 量 (勝山・62歳)

湖南水道事業常任委員会委員

- 堀内 勝 (勝山・68歳)
- 小佐野一久 (勝山・61歳)
- 三浦 準治 (長浜・71歳)
- 三浦 利信 (長浜・69歳)
- 宮下 芳夫 (長浜・74歳)

消防委員

- 高山 泰治 (河口・65歳)
- 流石 利道 (勝山・65歳)
- 三浦 勇揮 (西湖南・72歳)
- 小林 善雄 (船津・66歳)
- 流石 祐司 (勝山・69歳)
- 渡辺 勇一 (西湖西・64歳)
- 小佐野昭二 (船津・73歳)
- 流石源太郎 (小立・63歳)
- 堀内 勝 (勝山・68歳)
- 三浦 洋恵 (大嵐・59歳)

## 富士河口湖町地域振興協議会設置される

合併に伴い、“新しいまちづくり”を進めるためには地域で取り組みなければならぬ課題が沢山あると思われまます。自治会活動、冠婚葬祭、美化推進等、直接生活に結びつく課題は地域の中で解決しなければなりません。さらに町の「建設計画」も地域と深く関わってきています。幅広い地域活動に取り組みながら、町の政策にも地域の状況を把握した中で、町長からの諮問を受け、答申したり、将来の地域開発に対しての提言や町の基礎となる機関として、平成15年12月25日付けで、富士河口湖町地域振興協議会の委員さんが委嘱されました。委員さんの任期は2年間となります。委員さんは次のとおりです。

- 船津地区**  
 渡辺森太郎 渡辺富夫 小林登 小佐野昭二  
 井出弘 長山清治 井出功 外川誠 篠原次江  
 白壁三代子
- 小立地区**  
 鈴木利雄 古屋晴男 渡辺正人 渡辺晴長  
 渡辺森蔵 渡辺武郎 北村かや子 渡辺安美  
 相沢幸一 渡辺泰
- 大石地区**  
 堀内述久 堀内維貞 梶原憲十郎  
 堀内勉侑 藤井いつ子
- 河口地区**  
 渡辺尚史 伴實成 中村義孝 山崎進一  
 古屋新作
- 勝山地区**  
 倉沢俊男 小林真繁 流石奉明 渡辺昌雄  
 流石匠
- 足和田地区**  
 三浦俊昭 朝比奈喜四郎 渡辺安彦  
 渡辺静雄 宮下弘

# 第5回富士山写真大賞 受賞者決まる!

今回で5回目になる富士山写真大賞の受賞者が決まりました。今回の大賞には、全国から569名(前回522名)1,659点(前回1586点)の作品が寄せられ、厳正な審査の結果 以下の方々が上位の賞を受賞しました。

なお、この写真大賞の入賞作品を展示した「第5回富士山写真大賞展」は、3月31日まで河口湖美術館で開催されていますので、是非、足を運んでみてください。



金賞  
渡辺良吉(山梨県) 彩雲



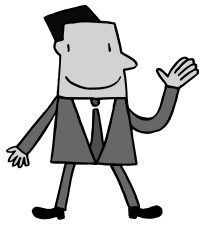
銀賞  
植田雅一(愛知県) 湖畔の富士



銅賞  
宮下清正(山梨県) 妖雲

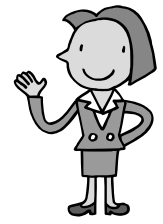
- 入選とスポンサー賞 柴田英夫(愛知県) 天上雪華  
 入選とスポンサー賞 福本秀樹(神奈川県) くれないの富士  
 入選とスポンサー賞 渡辺誠司(山梨県) 早秋

- 入選とスポンサー賞 染谷昌美(千葉県) 火星接近  
 入選とスポンサー賞 山村光子(神奈川県) 幻の滝  
 入選とスポンサー賞 安藤富夫(神奈川県) 未知との遭遇  
 他入選91件



## 税務課からのお知らせ

# 町県民税の申告は期間内に 2月16日(月)～3月15日(月)



今年も、いよいよ確定申告と町県民税の申告の時期になりました。町では、下記日程により申告書の書き方の説明や受付を行います。

申告は、今年1月1日現在(賦課期日)本町に住所のあるすべての人が該当します。所得がなかった場合でも、国民健康保険に加入している人や、公的年金受給者は、国民健康保険税の軽減や年金受給資格の判定になりますので、期限内に申告をして下さい。

特に介護保険料(第一号被保険者)は、その世帯全体の所得が保険料判定の基準になっています。また、非課税証明書や所得証明書等の必要な人も発行資料となりますので申告しましょう。

## 平成16年度町県民税の申告(確定申告)受付日程表

【受付時間：午前9時から午後4時まで(12時から1時を除く)】

今年は、申告期間中、平日に申告に来られない人の利便のため、日曜日の2月22日及び2月29日の両日も全地区の方を対象に受付を行いますので、是非ともご利用下さい。  
なお、日曜日に受付ました所得税確定申告の税務署の收受は、翌日の月曜日となります。

地区	会場	受付日	自治会・区会等
大石	大石出張所	2月16日(月)	中沢、上手、中村、下条
		2月17日(火)	東村、後藤、湯口、ペンション村、松風台
河口	河口出張所	2月18日(水)	第一自治会、第二自治会、第三自治会
		2月19日(木)	第四自治会、第五自治会、第六自治会
長浜・西湖・大嵐	足和田出張所	2月20日(金)	長浜、西湖、大嵐
全地区	中央公民館	2月22日(日)	平日に来られない人
勝山	中央公民館	2月23日(月)	県道下
		2月24日(火)	県道上
小立	中央公民館	2月25日(水)	乳ヶ崎、西、河口湖ニュータウン
		2月26日(木)	林、久保、サンコーポラス河口湖
		2月27日(金)	八丁屋、県営住宅河口湖小立団地
全地区	中央公民館	2月29日(日)	平日に来られない人
		3月1日(月)	土地・建物等の譲渡があった方
船津 浅川 及び 全地区	中央公民館	3月2日(火)	揚町、浜町、若松町、上町、松場町一・二丁目
		3月3日(水)	湖南町一～三丁目、本町二丁目、大池、七軒町一～三丁目
		3月4日(木)	七軒町四丁目、南台一丁目～二丁目、七軒町中
		3月5日(金)	富士見町一丁目～四丁目
		3月8日(月)	市道町、本町、高尾町
		3月9日(火)	上の段下、上の段中、上の段上
		3月10日(水)	高尾南町、富士見タウン、河口湖通一丁目、河口湖通二丁目、船津待機宿舎
		3月11日(木)	大久保、宮森、浅川、県営住宅(船津)、町営住宅、赤坂
全地区	中央公民館	3月12日(金)	指定日に申告できない人
		3月15日(月)	

当該受付期間中に申告しないと、いろいろな控除が認められないばかりか、税務担当の調査により所得が決定されます。また、申告をしないと各種証明の発行ができませんのでご注意ください。

## 町県民税の申告をしなければならない人

### 1 給与所得者の場合

通常は、事業所から給与支払報告書の提出があり、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は申告してください。

- 1) 給与所得のみでなく、他に副収入（地代、家賃、報酬）があった人
- 2) 外注工賃の支払いを受けた人
- 3) 一定のところに勤務していない人、または、日雇いやアルバイトなどにより勤務先から給与支払報告書の提出がない人
- 4) 雑損失、寄付金、医療費控除の適用を受けようとする人

### 2. その他の人

- 1) 昨年中に営業、農業、不動産、配当、報酬などの給与や年金以外の収入があった人
- 2) 年金収入がある人で、社会保険料控除や配偶者特別控除など各種控除を受けようとする人
- 3) 専従者控除の適用を受けようとする人
- 4) 純損失、雑損失の適用を受けようとする人

### 確定申告をしなければならない人

- 1) 給与収入等の金額が、2,000万円を超える人
- 2) 2ヶ所以上からの給与の支払いを受け、年末調整を受けていない人
- 3) 給与所得者で、給与所得以外の副収入の金額が20万円を超える人
- 4) 個人事業者（事業所得、不動産所得）で、所得税納付税額がある人
- 5) 家事使用人などで、給与から所得税の源泉徴収がされていない人
- 6) 同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、利子、賃借料などの支払いを受けている人

- 7) 不動産を売却した人
- 8) 退職金の支払いを受ける際、『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収された人で、源泉徴収税額が正規の税額より少ない人
- 9) 医療費控除、住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとする人
- 10) 給与等の源泉徴収につき災害減免法の適用を受けている人

### 町県民税の申告をする必要のない人

- 1) 所得税の確定申告をした人（青色、白色専従者を除く）
- 2) 給与所得者で勤務先から役場へ給与支払い報告書の提出がしてあり他の収入の無い人

### 申告時に持参するもの

- 1) 印鑑
  - 2) 事業所得者・不動産所得者は、平成14年中の収入・経費のわかる書類、帳簿等
  - 3) 給与所得の源泉徴収票（給与所得のある方のみ）
  - 4) 生命保険料、損害保険料及び医療費等の支払い証明書や領収書
  - 5) 国民健康保険税や国民年金保険料・介護保険料の支払額のわかるもの
  - 6) 大学生、障害者の方は、内容がわかる書類（学生証、手帳等）
  - 7) 還付申告の方は、申告者の金融機関振込先のわかるもの
- 領収書等は事前に集計しておきましょう。過去の申告書がある場合は持参して下さい。

## 大月税務署からのお知らせ

0554-22-3153

確定申告は自分で書いて早めに提出しましょう。期間間際になりますと、税務署の窓口が大変混雑しますので、ゆとりをもって早めに申告しましょう。

所得税の申告と納税は、2月16日（月）～3月15日（月）です。

なお、還付申告は2月15日以前でも受け付けております。

贈与税の申告と納税は2月2日（月）から3月15日（月）です。

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は3月31日（水）までです。

年金受給者のための申告指導会	日時	2月2日（月）午前9時30分～12時
	場所	富士河口湖町中央公民館

所得税・事業税・住民税の共同説明会	日時	2月2日（月）午後1時～3時
	場所	富士河口湖町中央公民館

税理士による無料申告相談	税理士会では、小規模事業者のための無料申告相談を行います。（所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方はご遠慮ください。）お出でいただく場合には、計算器具・筆記用具をご持参下さい。
日時	2月16日（月） 午前10時～午後3時 （12時～13時を除く）
場所	富士河口湖町中央公民館

# 東海地震に関連する情報の変更について

本年1月5日より、以前よりその発生の危惧されていましたが東海地震の情報発表基準が変更となりました。

現在国において見直しが進められています東海地震については、平成14年4月震源域の見直しがされ、それまで6県167市町村であった区域が、8都県263市町村となり、本町における震度も5弱から6弱（一部地域については6強）に変更されました。

また、昨年5月には東海地震に係る総合的な対策の基本方針である「東海地震対策大綱」が決定。7月には「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」が修正され、それに基づき今後町地域防災計画の見直しを図ることとなっております。

今回気象庁では、それに基づき、従前まで「判定会召集連絡報」「地震予知情報」「警戒宣言」としていた関連情報について次のとおり変更となりました。

今後町では、新町の地域防災計画の中にも織り込み、職員の出勤態勢及び住民への早期広報等を行う中で、地域防災の強化を図っていくつもりですので、住民の皆さんも家庭内でもう一度自宅の耐震性、家具の固定、家庭内備蓄等を行うなど、いつ災害が発生してもしっかり対応できるよう、日頃から備えておいてください。

## 東海地震に関連する情報 - 防災対応等に結びつく情報 -

危険度

情報名	主な防災対策
<p><b>東海地震観測情報</b></p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表されます。</p>	<p>防災対応は特にありません。</p> <p>国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます。</p> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、平常通りお過ごし下さい。</p> <p>(防災準備行動開始)</p>
<p><b>東海地震注意情報</b></p> <p>観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。</p>	<p>東海地震に対処するため、以下のような防災の準備行動がとられます。</p> <p>必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。</p> <p>救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。</p> <p>気象庁において、東海地震発生につながるかどうかを検討する判定会が開催されます。</p> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼び掛けや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい。</p>
<p><b>東海地震予知情報</b></p> <p>東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表されます。</p>	<p>「警戒宣言」が発せられます。</p> <p>地震災害警戒本部が設置されます。</p> <p>津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。</p> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び自治体等の防災計画に従って行動して下さい。</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。

# 平成16年ごみの収集について

昨年11月15日に合併し、新町として第一歩を踏み出したところですが、ごみの収集に関しましては、旧町村で実施してきました収集方法により引き続き実施します。

今後、ごみの収集及び処理に関しましては、適正に行えるよう統一的な体制を整備してまいりますので、ごみの分別、減量にご協力ください。

各地区における収集日は次のとおりとなっていますので、ご確認ください。

## 河口湖地区 (従来とまったく変わっておりません。)

地区 \ 種類	可燃物	不燃物	粗大ごみ	資源ごみ
船津、浅川	毎週火・金曜日	毎月第1・3水曜日	各自で河口清掃事業所に直接持ち込んでください。	新聞、雑誌、段ボール等の紙類は、自治会、区で収集している日時に出すか、山梨紙業カワグチコに直接持ち込んでください。 また、他の資源物(ペットボトル、びん等)は、各自で河口清掃事業所又はリサイクルセンターに直接持ち込んでください。
小立、大石、河口	毎週月・木曜日	毎月第2・4水曜日		

収集日が祝祭日と重なった場合は収集しませんので、次の収集日に出してください。

## 勝山地区 (従来とまったく変わっておりません。)

地区 \ 種類	可燃物	不燃物	粗大ごみ	資源ごみ
勝山	毎週月・金曜日	毎週水曜日	毎月第4水曜日	毎月第1火曜日

収集日が祝祭日と重なった場合は翌日収集となります。

## 足和田地区 (従来とまったく変わっておりません。)

地区 \ 種類	可燃物	不燃物	粗大ごみ	資源ごみ
長浜	毎週木曜日	毎週月曜日	5、8、11 2月の第1土曜日	毎月第3火曜日 (特設ステーション)
西湖			6、9、12 3月の第1土曜日	
根場、大嵐			4、7、10 1月の第1土曜日	

収集日が祝祭日と重なった場合は収集しませんので、次の収集日に出してください。

注意：収集日については、今年から、カレンダー及びチラシ等ではお示ししませんのでご承知ください。この項を切り取るなどしてご利用ください。



# 「公的個人認証サービス」が始まります！

平成14年12月13日に公布された「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（略称：「公的個人認証法」）が、平成16年1月下旬を目途に施行される予定です。

この法律の施行により、国、県、市町村において、「公的個人認証サービス」という新しい行政サービスが提供されることとなります。

☺ 「公的個人認証サービス」とはどんなサービスですか？

「公的個人認証サービス」とは、申請や届出などの行政手続きをインターネットを利用して行う際に従来の印鑑に代わる本人確認のための手段を「電子証明書」という形で住民の方に提供する「新しい行政サービス」です。

☺ 「電子証明書」はどのように取得できますか？

「電子証明書」を取得するには、まず、お住まいの市町村の窓口で「住民基本台帳カード」の交付を受けます（カード発行手数料は1枚500円程度、有効期間は10年です）。

住民基本台帳カードを取得した後、同じ窓口で「電子証明書」の発行申請を行います（本人確認のため、免許証など写真付きの公的な身分証明書が必要となります）。次に、同じ窓口には設置されている装置にカードをセットして「電子証明書」の提供を受けます。（「住民基本台帳カード」の中に「電子証明書」のデータが保存されます。）

電子証明書の発行手数料は、住民基本台帳カードの発行手数料とは別に、1件500円がかかることが予定されています（有効期間は3年です）。ただし、この手数料（500円）は、平成15年度中の取得に限り（平成16年3月まで）「無料」となる予定です。

☺ 「電子証明書」を使うために、他に何が必要ですか？

住民基本台帳カードに保存された「電子証明書」を使って電子申請・届出を行うには、「電子証明書」を読み込むための「接続機器」や「専用のソフトウェア」を、皆様がお使いになるパソコンに組み込むことが必要になります。

## 1. 接続機器

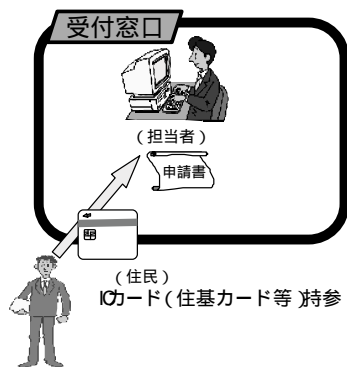
・接続機器は、通称で「ICカードリーダー/ライター」と呼ばれていますが、使用できる機器の具体的な名称をお知らせできるのは、平成16年1月初めとなる予定です。

## 2. 専用ソフトウェア

・「電子証明書」の発行時に、市町村の窓口で専用ソフトウェアをCD-ROMでお渡しします。このCD-ROMをパソコンにセットし、画面でのガイドに従って操作していただくことで、装置への組み込み（インストール）が行えます。

## 電子証明書の発行等の手順イメージ

### 1. 市役所、町村役場へ行く

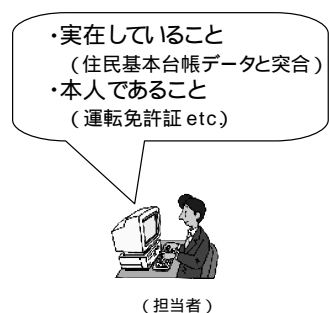


### 2. 受付手続 (申請書提出)

公的個人認証サービス  
電子証明書発行申請書  
平成 年 月 日

申請者氏名	山梨 太郎
ふりがな	やまなし たろう
生年月日	昭和37年 6月17日
男女の別	男
住所	甲府市丸の内1丁目6番1号
1 氏名、住所の記載表記は、住民票に記載されている漢字を用いてください。	
2 パソコン等で、住民票に記載されている漢字が表記できない場合、申請者が日常パソコン等で使用している代替文字を記載してください。	
代替文字	有 ・ ○
指定代替文字	

### 3. 本人確認



### 4. 本人確認後、住民自身による鍵の生成



### 5. 公開鍵提出



### 6. 証明書発行手続



### 7. 証明書の交付





「電子証明書（公的個人認証サービス）」を使ってできる電子申請や届出には何がありますか？

「電子証明書（公的個人認証サービス）」を使って電子申請や届出ができるようにするため、現在、県と県内全市町村が共同で「電子申請受付システム」の開発を行っており、平成16年4月からサービスの運用を開始する予定です。

最初に行える具体的な手続としては次のものを予定していますが、今後計画的に提供する手続を増やしていく予定です。

- 市町村の手続
  - ・住民票の写しの請求
  - ・印鑑証明登録証明書の請求
  - ・納税証明書の請求
  - ・所得証明書の請求
  - ・土地、家屋の評価証明書の請求
- 県の手続
  - ・法人事業税の申告期限の延長の届出
  - ・法人県民税の申告期限の延長の申請
  - ・山梨県後援名義の使用申請
  - ・山梨県知事賞の交付申請
  - ・医療用具の販売・賃貸業の届出

上記のほか、市町村業務で10手続、県業務で29手続については、平成16年度中に電子申請が可能となる予定です。

### 県・市町村共同電子申請受付システム対象業務一覧

市町村業務（15業務）	根拠法令
1 印鑑登録証明書の交付請求	条例
2 住民票の写し等の交付請求	住民基本台帳法
3 生涯学習・イベント等の申込み	要綱
4 所得証明書の交付申請	条例
5 土地・家屋評価証明書の交付申請	（地方税法）、条例
6 納税証明書の交付申請	（地方税法）、条例
7 児童手当認定の申請	児童手当法
8 児童手当認定の受給資格及び所得に関する現状の届出	児童手当法
9 重度心身障害者医療助成申請（登録）	条例
10 重度心身障害者医療助成申請（現況届）	条例
11 身体障害者手帳の交付申請	身体障害者福祉法
12 業者登録申請（工事）	要綱
13 業者登録申請（物品）	要綱
14 国民健康保険被扶養者異動届	国民健康保険法
15 国民健康保険被扶養者受給資格取得申請	国民健康保険法

県業務（34業務）	根拠法令等
1 一般旅券の発給申請	旅券法
2 法人事業税の申告期限延長の申請	地方税法
3 法人県民税の申告期限延長の申請	地方税法
4 宗教法人の事務所備付書類の写しの送付	宗教法人法
5 公益法人の登記完了の届出	公益法人設立及び監督に関する規則
6 政治団体の収支報告	政治資金規制法
7 指定医療機関、指定介護機関等の指定申請	生活保護法
8 居宅サービス事業者等の指定申請	介護保険法
9 居宅介護支援事業者の指定申請	介護保険法
10 介護老人福祉施設の指定申請	介護保険法
11 介護老人保健施設の開設申請	介護保険法
12 介護療養型医療施設の指定申請	介護保険法
13 身体障害者手帳の交付申請（新規）	身体障害者福祉法
14 身体障害者手帳の再交付申請（等級変更）	身体障害者福祉法
15 身体障害者手帳の再交付申請（破損、紛失）	身体障害者福祉法
16 医療用具の販売業及び賃貸業の届出	薬事法
17 特定施設の設置の届出	水質汚濁防止法
18 特定施設の氏名等の変更、廃止の届出	水質汚濁防止法
19 浄化槽の設置届	浄化槽法
20 ばい煙発生施設の設置の届出	大気汚染防止法
21 ばい煙発生施設に係る氏名等の変更の届出	大気汚染防止法
22 建築士事務所の登録事項変更の届出	建築士法
23 建築士の住所等の届出（2級と木造）	建築士法
24 山梨県後援名義の申請	要綱
25 山梨県知事賞の交付の申請	要綱
26 自然監視員募集の申込み	要綱
27 入札参加資格審査申請	要綱
28 県職員採用試験受験申込み	要綱
29 リニア試乗会への応募	要綱
30 こどもの国主催事業への応募	要綱
31 県民の日キャッチフレーズの募集	要綱
32 福祉のまちづくり施設賞の推薦	要綱
33 山梨クリーンキャンペーン実施計画及び実施報告	要綱
34 あぐり探検隊交流事業参加申し込み	要綱

なお、電子証明書（公的個人認証サービス）を使った国の申請手続としては、所得税などの国税の申告や社会保険関係の電子申請が平成16年2月から行われる予定です（詳しくは次のホームページをご覧ください）。

【国税の電子申告】 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

【社会保険庁の諸手続】 <http://www.sia.go.jp>

本件に関するお問い合わせ先：山梨県企画部情報政策課 TEL 055-223-1419 MAIL [jouho@pref.yamanashi.jp](mailto:jouho@pref.yamanashi.jp)